

○議事日程（令和7年12月16日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 早崎百合子

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	無藤宣宏	総務部 企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	吉村和人	住民福祉部 健康福祉課長	伊藤めぐみ
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中修
産業建設部技術参事兼 建設課長	近藤晴彦	産業建設部 産業観光課長	杉野雄士
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前眞理
教育委員会 生涯学習課長	徳本弘基	消防長	大倉巧

消防総務課長 三輪正俊

消防課長 玉井洋祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 高橋正人

議会事務局書記 國枝利法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(早崎百合子君) おはようございます。

令和7年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒をお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(早崎百合子君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、執行においては、田中副町長が岐阜圏域まちづくりフォーラムに出席のため、午後より欠席いたしますので御報告いたします。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送をいたします。

ただいまから令和7年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(早崎百合子君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、7番 吉田太郎君、9番 野村永一君を指名いたします。

○議長(早崎百合子君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(早崎百合子君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、6名の議員から質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

最初に、1番 佐野伸也君。

○1番(佐野伸也君) 議長より発言の許可を得ましたので、町広報の課題と今後について質問をいたします。

日本全体の総人口が減少する中で、本町においても人口減少と少子高齢化が進んでおり、今後さらに行政運営の厳しさが増していくことが想定されますが、こうした中でも質の高い行政サービスを安定的かつ持続的にどう提供していくかが大切なことだと考えております。

そのために、限られた経営資源を有効に活用することが不可欠であり、選択と集中を推進していく中で住民との相互理解を深め、信頼関係を構築し、町政へ参画を促していくことがこれまで以上に重要となります。そして、住民と行政、住民と地域、あるいは地域と行政をつなぐコミュニケーションツールとして、広報の役割がますます大切になってきていると思います。

近年では、インターネットやスマートフォンがさらに普及し、情報発信の手段が多様化し、誰もが手軽に情報発信ができるようになりました。そうした中で、住民が日々接する情報量は膨大なものとなっており、住民が必要とする情報を正確に伝達するための広報の在り方を検討する必要も出てきております。

さらに、地域活性化を目的とし、移住定住や観光誘客、ふるさと納税推進などの対外的施策により幅広く関係人口を取り込もうとする自治体間の競争も活発化しており、戦略的に本町独自の施策、強みを生かして町の魅力を広くPRし、養老町への人の流れを生み出せるように積極的な広報活動を展開していく重要性も高まっております。

こちらの図を御覧ください。

この図は、一般財団法人地方自治研究機構が令和6年3月に自治体広報戦略の在り方についての調査結果を取りまとめた結果のうち、自治体が提供する情報を主にどの広報媒体から入手しているかを住んでいる自治体とそれ以外の自治体に分けてまとめたものになります。

この調査結果を見ますと、自分が住んでいる自治体の情報については広報紙が65.3%、ウェブサイトが30.3%となっており、95.3%の住民が広報紙とウェブサイトから住んでいるまちの情報を入手していることが分かります。

そして、住んでいない自治体の情報についても広報紙が24.8%、ウェブサイトは24.6%、合わせて49.4%となっており、自治体の広報媒体として広報紙とウェブサイトの2つの重要性が分かる結果となっております。

さらに、住んでいない自治体の情報の入手方法としての割合が住んでいる自治体の割合を上回っている広報媒体を見ていきますと、新聞広告、テレビCM、ラジオCMや駅・交通機関内の広告、ニュース・報道といった従来の広報媒体のほかに、インターネット広告、SNS、口コミサイトといった比較的新しい広報媒体があることが分かります。

そのため、今後の従来の広報媒体の充実を図る一方で、これまでの手法にとらわれることなく広報媒体の特性等や広報の目的に沿ったより効果的な情報発信の手段を整理し、広げていくことが求められるようになってきていると考えます。

そこで、3点について御質問いたします。

1点目、本町における広報の現状と課題に対し、どのような見解を持っているのか。

2点目、従来の広報媒体について、それぞれの特性を生かした有効活用や機能の充実、

拡充などは検討されているのか。

3点目、ソーシャルメディアと言われる拡散性や双方向性に優れ、テキストや画像に加え、動画利用にも優れた新しい広報媒体の活用の見通しは。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 中島企画財政課長、演台にて答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） 佐野議員の3点の御質問について、順に御回答させていただきます。

まず、1点目の本町における広報の現状についてですが、議員のお話にもありましたが、本町の広報活動において住民向けの情報発信の柱となっているのが広報紙、広報「よろう」とウェブ媒体の公式ホームページになります。

広報紙は平均28ページの冊子を毎月1回発行し、全戸に配付しています。

また、公式ホームページでは暮らしの情報を分野に分けて検索しやすくするとともに、緊急情報や最新情報、イベント情報など、優先度の高い情報についてはトップページの目立つところに配置するなどの工夫をしています。

また、養老町の魅力を伝えるため、養老町特産ブランドや移住定住ガイド、観光情報なども目に留まりやすい位置に配置しております。

そして、その他の情報発信としましては、ケーブルテレビを活用した行政情報番組を1日7回、1週間に49回放送し、生活情報やイベント情報の発信を行っております。このほか、メディアを活用した広報分野では、報道機関に対しましてのニュースリリースを年間約150件ほど行っている状況です。

さらに、住民や地域と行政をつなぐコミュニケーションツールとしては、住民と直接意見交換する場として、行政懇談会を年1回、地区ごとに実施しているほか、役場ロビーには町民御意見箱も設置しております。

また、町職員を講師として派遣して、生活や福祉、まちづくりや健康づくりなど、様々な分野で進めている町の施策や事業内容について説明を行う出前講座も実施しており、こちらは年間約40講座ほど申込みをいただいております。

次に、広報の課題についてですが、住民の皆様が読む前提で広報紙やホームページに記事を掲載していて、実際に読んでもらえるような工夫やアクセシビリティと言われる情報に接するための障壁、例えば専門用語をなくすような配慮が十分でないことや、全国的に自治体間の競争が活発となる中、養老町のブランド力を高めていけるような情報発信に十分に至っていないという点において課題を感じており、対策が必要だと考えております。

2点目の従来の広報媒体の特性を生かした有効活用や機能の充実拡充などについての御質問につきましては、議員がおっしゃられているように、広報媒体にはそれぞれ特性がございます。例えば、広報紙は全世帯に届く当町の情報発信の柱ですが、ページ数が

限られるため掲載できる情報量に限りがあったり、発行までに1か月以上かかるため、緊急の情報をお伝えすることができないといった弱みがございます。

一方、ホームページについても掲載できる情報量に制限はなく、緊急の情報についても即時更新することができますが、住民が自らアクセスしなければ情報を得られないという弱みがあります。

そのため、町といたしましても、例えばスピーディーな情報発信が必要な際には町ホームページや町公式LINE、防災行政無線、ケーブルテレビにおける行政情報番組といった広報媒体を組み合わせることで住民に情報の存在を知らせ、そこから詳細に誘導するなど、それぞれの広報媒体の強みと弱みを理解した上で確実に情報を受け取っていただけるような工夫をしまいたいと考えております。

次に、機能の充実や拡充といたしましては、これまで約15年間見直しがされてこなかった町ホームページについて、現在、機能強化のためのリニューアルを進めているところです。

近年では高齢世帯のインターネット利用率も伸びてきており、ホームページは高齢者にとっても重要な情報源となってきました。そして、養老町に興味を持ち、町外からアクセスしてくださる方にとっては、ホームページはそのまちの最初に触れる行政の顔であり、町の魅力や施策、イベントを知るために一番初めに利用するツールとなります。

そのため、現在のホームページの問題点を修正し、誰もが使いやすく、そして町の情報の玄関口としてアピール力のあるものへとリニューアルを進めております。

最後に3点目、ソーシャルメディアと言われる新しい広報媒体の活用の見通しについてでございます。

SNSの広報媒体としての強みは、情報の拡散力や登録者とのコミュニケーションが取れることなどであり、こうした強みは広報紙やホームページでは補い切れない特性であることから、当町でも公式ユーチューブチャンネル、そして令和3年度からは町公式LINEも開設し、現在約3,000人に御登録いただいております。

さらに、町公式ファンクラブであるYORO SUPPORTER WORLDのLINEや町観光協会のインスタグラムでも町のイベント情報や観光情報の発信について連携して行っておるところでございます。

SNSの利用者層については、ほかの広報媒体に比べ若い世代の割合が高く、当町の魅力をPRし、関係人口を増やしていく上でも可能性の高い広報媒体であることは十分に理解しておりますので、ホームページのリニューアルを完了させた後に、残された課題の整理とその対応方針を検討していく中で拡散性や双方向性に優れた新しい広報媒体の活用についても最適な手法を見極めてまいりたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 再質問させていただきます。

丁寧な答弁、ありがとうございました。

町民としてホームページのリニューアルの完了を楽しみに待つとともに、それぞれ町外からアクセスした皆様に対し、養老町の第一印象をよりよいものとするものになるよう取り組んでいただきたいと思います。

そして、新しくなるホームページのきっかけとしてより幅広い広報媒体を活用し、当町の魅力を町内のみでなく町外に向けても発信し、養老町への人の流れを生み出せるように積極的な広報活動を展開していただきたいと思います。

さて、課題のもう一步ですが、情報を伝えることはできているが情報を受け取る側に伝わるものになるような工夫や配慮が十分にできていないことについては、今後、広報として町民と行政や地域と行政の信頼関係を確かなものとしていく上で、なるべく早く改善をしていくべき課題だと考えます。

伝わるデザインやシンプルな言葉、また専門用語を日常の言葉に代えたり、あるいはイラストなどを活用して、障がい者や増加している外国人に対する配慮を広報に加えることは、住民の情報への正確な理解につながります。その結果、問合せの減少など業務の効率化にもつながり、住民の満足度も向上すると思います。

逆に、情報を受け取る側への配慮が十分でなければ、ホームページが新しいものになったとしても宝の持ち腐れになることも考えられます。また、情報を受け取る側への配慮は、住民だけでなくメディアを活用した広報分野においても有効であると考えます。

冒頭でもお話ししたように、住んでいない自治体の情報の入手方法としての割合が住んでいる自治体の割合を上回っている広報媒体の一つがニュース・報道です。そのため、報道機関の視点やニーズを把握し、報道機関に取り上げてもらいやすい資料を作成するなど、報道機関への対応力を強化することで養老町のブランド力を高めていけるのではないかと考えます。

そこで、2点再質問いたします。

1点目、情報を受け取る住民や地域に伝わる広報をするためにどのような対策を取っていくのか。

2点目、養老町のブランド力を高めていくため、報道機関への対応力を強化する取組について。以上2点について、町の見解をお伺いさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 中島企画財政課長、自席で答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） 佐野議員の2点の再質問について御回答させていただきます。

まず、情報を受け取る住民や地域に伝わる広報とするための対策についてですが、今回、ホームページをリニューアルしていく中でも多言語対応の強化やモバイル端末への

適用など、閲覧者の利便性を向上させることに注力しているところでございます。

ただ、議員からも御指摘があったように、仕組みができて職員一人一人が広報の意義や重要性を理解して情報発信に取り組めなければ、広報を通して住民と行政や地域と行政の信頼関係を確かなものとしていくことは難しいと考えております。

現在、養老町役場では各課に1名ずつ広報担当の職員を配置しておりますので、今後、そうした職員を対象に広報活動に関する職員研修を開催するなどの対策を通して職員の意識改革を促すとともに、スキルの向上にも取り組んでまいりたいと思います。

もう一点、報道機関への対応力を強化する取組についてですが、今お話しした職員の意識改革やスキルの向上に加えて、日頃からメディアの取材に積極的に応じることでメディアの視点やニーズを学ぶとともに、役場から情報提供したニュースリリースについて、報道の有無や報道の内容、また取り上げられ方など、それぞれの結果を担当部署の広報担当職員と確認、共有することで改善を図ってまいります。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 今の答弁により、各課に1名ずつ広報担当を配置しているということを知りませんでした。知ることができてよかったと思っております。

また、職員研修、また意識改革により今後の広報を楽しみにしております。

冒頭に申し上げたように、今後も町を取り巻く社会情勢が厳しいものになっていくことが想定され、住民との相互理解を深め、信頼関係を構築し、町政への参画を促していくことが必要となる中で、広報の役割がますます大切になってくると考えます。

そうしたときに広報が本来の役割を十分に果たしていけるように、役場全体での体制強化をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、1番 佐野伸也君の一般質問を終わります。

次に、10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき2点の質問をいたします。

まず1点目ですが、地域計画への対応についてを質問いたします。

地域計画とは、集落ごとに将来の農地の利用方針をまとめたもので、10年後に誰が耕作をするのか農地1筆ごとに定めるものであり、目標地図をつくるのが特徴であります。農地の円滑な継承や集積・集約に向け、2023年4月の改正農業経営基盤促進法の施行に伴い、市町村は今年の3月末までに策定が義務づけられているものです。

農水省が各地で策定された地域計画を分析したところ、10年後の農地の分類の中で耕作者に集約が進む見通しの地域が全国の11%にとどまることが分かりました。ほぼ現状維持を見通す地域が45%で最も多く、農地の受け手がいない地域が4割を超えております。

このグラフであります。

農水省が分析を、検証したデータであります。農地の維持に向けた深刻な状況が改めて浮き彫りになっているのが現状であります。

そこで、養老町の地域計画の策定状況についてを質問いたします。

1点目、現在の養老町内の農地面積及び作付面積はどうなっているのか。また、農地バンクへの預託状況についてを質問いたします。

2点目は、個人事業者、法人経営、営農組合等の耕作者の現状と件数をお尋ねいたします。

3点目として、地域計画の中で大区画圃場整備はどのように計画をされているのかを質問いたします。

○議長（早崎百合子君） 杉野産業観光課長、演台にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（杉野雄士君） ただいまの松永議員の御質問でございますが、実務的な内容が含まれますので私のほうから回答をさせていただきます。

まず、本町の地域計画の策定状況について申し上げます。

令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、これまでの人・農地プランは地域計画へと名称が変わりまして、新たに将来の農地利用の姿を示した目標地図の作成が義務づけられました。

本町では、昨年12月に町内29地域全てにおいて策定を完了しており、現在は関係者の皆様と連携し、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。

それでは、各項目について順次お答えいたします。

1点目の現在の農地面積及び作付面積でございますが、令和7年12月1日現在の農地面積は2,717.8ヘクタール、そのうち作付面積は2,126.9ヘクタールとなっております。

また、農地バンクへの預入状況ですが、面積は1,472.3ヘクタールで、全体の54.1%となります。

次に、2点目の耕作者の内訳状況についてでございますが、地域計画に位置づけられている中心的な担い手の内訳としましては、個人が28人、法人は33法人のうち営農組合が17組織でございます。

それぞれの地域において、これら担い手の方々により農地利用と営農の中核的な役割を担っていただいております。

次に、3点目の地域計画内における大区画圃場整備の計画には、農地の集積・集約化の促進を掲げております。そのため、狭小な農地の大区画化、担い手の作業効率向上やスマート農業の導入につなげることが不可欠であり、本町は平野部に位置し大区画化に適していることから、県営経営体育成基盤整備事業などを活用し、現在、大巻東部地区で61.1ヘクタール、大巻南部地区で22.9ヘクタール、大巻小坪地区で33.7ヘクタールを、また農地中間管理機構関連の農地整備事業を活用いたしまして、室原小栗栖地区におき

まして16.4ヘクタールを土地改良事業により整備計画しているところであります、これらの完了により農地の集積・集約化が一層進むものと見込んでおります。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問をいたします。

養老町の地域計画は順調に進んでおるといことで安心しておりますが、その地域計画の策定に当たり、どのように集落ごとに話し合いがされたのか、また地域計画が策定されなかった集落への対応はどのように考えていくのかを質問いたします。

次に、農地バンクへの預託が54%ほどということですが、今後相対の貸借はできなくなるというようなことを聞いておりますが、この地域計画の中で農地バンクへの対応については今後どのように進めていくのか。

3点目ですが、小規模土地改良の中で、土地改良組合、改良組合、営農組合と行政との連携に関して、今後どのように対応されていくのかを質問いたします。

また、これらを総合して10年後の養老町の水田農業、特に町内の各土地改良区において農地の用排水分離は30%ほどしかできていないと聞いておりますので、この地域計画の中で区画整備及び用排水分離の長期的な考えをお尋ねいたします。

○議長（早崎百合子君） 杉野産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（杉野雄士君） 松永議員の再質問について、私のほうから1点目から3点目につきまして御回答をいたします。

まず、1点目の地域計画の策定に至った経緯、経過等についての御質問でございますが、高齢化や人口減少の本格化によりまして、農業者の減少であったり耕作放棄地の解消とともに、今後の地域農業の在り方などを協議、検討を目的として、町が主体で、県、JAにしみの、農地中間管理機構、土地改良区、農事改良組合、町の農業委員会、それから耕作者などの関係者を構成員とした地域計画検討会におきまして、地域計画の策定及びブラッシュアップを図っております。

また、養老町は各地区におきまして地域計画が策定されておりますが、養老の山麓沿いに位置する集落におきましては水利も乏しく、また畑地が多く点在し、担い手におきまして耕作が困難な農地であることから地域計画には位置づけられないということで、そういったところは地権者の皆様に対して土地が荒廃しないように管理をお願いしているところでございます。

次に、2点目の地域計画の策定による相対契約から農地バンクへの貸借の対応についてでございますが、農業経営基盤強化促進法の一部改正によりまして、利用権設定等促進事業、いわゆる相対契約が新規では実施できないということで、農地の賃貸借契約は原則農地バンクを通じたもののみとなりました。このことから、農地の預け入れ希望の

地権者及び借り受ける耕作者等に対しまして、農地バンクに関する制度の周知と活用の推進を図ってまいります。

次に、3点目の小規模土地改良事業について、今後の対応についてですが、本町では平成25年12月に設置した養老町関係土地改良区合理化調査検討委員会におきまして、総合整備に関する基本方針を策定し、その方針に基づいて土地改良区の統合整備を推進しております。その基本方針の一つに、基盤整備が未整備の土地改良区の解消、用排水兼用水路の分離、区画の大区画化の促進など、統合整備を目指しております。

議員御指摘の小規模土地改良事業の考えでございますが、中山間地域など地形的制約とともに集落機能の低下、地権者の合意形成といった課題もございます。

また、令和8年度から、国におきまして法人等の農業者が自ら畦畔の除去等、簡易な基盤整備の支援など、大区画化を図ることを目的とした大区画化等加速化支援事業が導入されるとしておりますので、地域の実情、要望等も勘案しまして、国・県の事業を積極的に活用できるよう、持続可能な農業基盤の構築に努めてまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 松永議員の4点目の御質問につきましては、10年のビジョンということで私のほうから御回答をさせていただきます。

10年後の水田農業の考え方についてでございます。

人口減少や担い手の高齢化、米需要の変化など、水田農業を取り巻く環境は厳しさを増しておるといのが現状でございます。

そうした中で、今後を見据えた農業ビジョンといたしまして、担い手への農地集積と大区画化の推進、ドローンや自動水利管理システムなどを活用したスマート農業による省力化、若手後継者や新規就農者が参入しやすい環境整備、また生産基盤の維持・高度化、これら4つを柱とし、持続可能な発展を図ってまいりたいと考えております。

農業は食料の供給のみならず、景観形成や地域コミュニティーの維持などの多面的な機能を有しております。こうした価値を町民全体で共有し、地域ぐるみで支える仕組みづくりも重要と考えております。

今後も地域計画と目標地図を農業施策、農業振興の基軸といたしまして、水田農業の着実な推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再々質問というよりも、現状を説明させていただきます。

これは五三土地改良区の現在の状況ですが、五三土地改良区というのは大正の終わりから昭和の初めに区画整理された地域でありまして、その後平成10年前後に東部土地改良パイロットがやるということで立ち上がりましたが、この事業を養老町として断念し

ましたのでそのままの状況で五三地区はあります。

これは下笠地区ですが、水路があり、池があり、また湾曲したよめい堤の中に水田があって、大区画とは言い難いというような状況です。

これは大場地区ですが、これも大正の初めの土地改良区のみままで、水害後、土地改良ができませんでした。その中で、水田の中に畑が点在しているのがこの五三地区の現状です。

これも下笠地区ですが、クリークのような水路が水田の中に現在あります。

これは、農業従事者の平均年齢がこのように減ってきておる中で、今後の10年後の農業が非常に懸念されるのが現状でありまして、これも10年後の耕作者を確保できている農地はどれだけかということで、これは国の資料ですが、農水省が分析した資料ですが、耕作者がまだ10年後に未定というのが38%もあります。

先ほど養老町が地域策定した中では、養老町は本当に進んでおると思っておりますが、10年後に水田農業をやる耕作者が、米作りがやりやすいような用排水分離、これは30%しかできていないということですので、これらも含め、行政が指導して米作りがしやすいような農業にさせていただくことを要望してこの質問を終わります。

続きまして、輪中堤の管理の対応について御質問いたします。

養老町の平たん地域は、河川に囲まれた輪中地帯であります。特に、多芸輪中地域は東を揖斐川、北を牧田川や金草川、南を津屋川に囲まれた地域で、それぞれに沿った堤防を持っていますが、輪中の中に内郭輪中がある複合輪中地帯であります。下笠、岩道、飯ノ木、有尾、大場新田、根古地、釜段、高柳、小坪など、多くの小輪中があります。それぞれがよめい堤に囲まれており、またこれらの輪中の中を幾つもの排水路が走っております。

輪中堤排水路の維持管理は、従来地域が担ってきました。現在も地域の中で集落が中心となって樹木の伐採や除草を担っておりますが、少子高齢化で年々作業が困難になってきているのが現状で、国・県から預託された除草等も返還しておる地域も見られております。

そこで、次の点について質問いたします。

1点目、輪中堤等の管理の中で、国・県、町が管理委託をしている現状についてを、距離、金額、件数について質問をいたします。

2点目ですが、その他の輪中堤、いわゆる地域が管理している輪中堤でございますが、どのように行政から補助金が出ているのか。

3点目に、多芸輪中の中には五三側、旧十三ヶ村排水路、旧六ヶ村排水路、下笠排水路等多くの排水路が横断しております。特に旧十三ヶ村排水路は、旧養老村、六ヶ村、沢田から明徳まで、また押越、五日市を含む9か村、そうしてから広幡の3か村、そして鷺巣を含め、これが十三ヶ村となっておりますが、この排水路が鷺巣から有尾、三ツ

屋、大場新田、釜段を経て駒野新田から津屋川へ排水されております。

これらにおいては、排水路の堤防が両側にあつて、その管理はどこが管理責任があるのか、またこれらの樹木の伐採、除草の管理はどこに責任があるのかを質問いたします。

○議長（早崎百合子君） 近藤産業建設部技術参事、演台にて答弁。

○産業建設部技術参事兼建設課長（近藤晴彦君） 松永議員の御質問の3点のうち、1点目と2点目につきまして私のほうから回答させていただきます。

1点目の輪中堤の管理状況でございますが、町内における国が管理する1級河川の延長は合計で約20.8キロメートル、県が管理する1級河川の延長は合計で約30.8キロメートル、町が管理する河川は準用河川合計で約5.95キロメートル、普通河川を含めた延長は距離が長く把握できておりません。これらの河川沿いに堤防が造られ、各所管ごとの各関係機関で管理されています。

町が管理する河川管理における費用では河川除草が主となりますが、国や県、町が管理する河川堤防の道路において町道として管理している場合には、道路管理に必要な範囲について除草業務を実施しております。

国・県の管理河川の堤防のり面については、国・県で除草を実施していただいておりますが、町が管理する堤防道路沿い、道路天端とのり面1メートルについては、国・県においてのり面除草を請け負った業者や地域などに町が委託し、除草業務を実施しています。

町が管理する準用河川などは、地域やシルバー人材センターへ委託し除草業務を実施しており、原則年1回の除草となります。

令和6年度における事業実績としましては、国が管理する河川における堤防道路の除草業務につきまして、契約4件、契約金額の総額は約1,501万5,000円となります。

また、同様に県が管理する河川において、のり面や堤防道路などについて町が地域などに委託した除草業務の実績は、契約26件、契約金額の総額は約871万3,000円となります。

町が管理する準用河川等ののり面、堤防道路などの除草につきましては、地域やシルバー人材センターなどと委託契約を結び除草業務を実施しており、地域へ委託した実績は、契約6件、約333万1,000円、シルバー人材センターへ委託した実績は、契約5件、約247万2,000円となります。

次に、2点目の小輪中堤の管理でございますが、準用河川や普通河川に付随する小輪中堤防は町で管理していますが、中には土地改良が管理する排水路なども存在しており、地域の場所により管理する所管部署が変わります。以上です。

○議長（早崎百合子君） 杉野産業観光課長、演台にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（杉野雄士君） それでは、私のほうから3点目につきまして御回答させていただきます。

土地改良区は土地改良法に基づき設立された法人であり、その目的は農業生産の基盤整備と維持管理にあります。そのため、土地改良区が管理する施設である排水機場、排水路などは、農業用施設として受益者である農業者の負担によって維持管理されるのが基本原則であると考えております。

御質問の排水路の維持管理先は旧十三ヶ村土地改良区であり、除草や雑木の処分についても責任を負うものと考えておりますが、何より広範にわたる水路でもあり、土地改良区単体での維持管理は非常に困難な側面がございます。

水田農業に従事する組合員や担い手、自治会の方とも協力しながら、持続可能な維持管理体系の構築を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問をいたします。

これからは具体的に話が入りますが、大場新田につきましては、多面的交付金の中で現在2年、3年ほど対応しております。

また、釜段地区におきましては、釜駒土地改良組合から補助金が出て各集落で対応しておると聞いておりますが、それぞれ高齢化になって、もう集落で対応ができないということでございまして、私の地元の大場新田においては、3年ほど前からもう集落ではできないということで業者へ委託して除草をしております。

これは除草していないところがございますが、このように今年除草をしております。

また、釜段地区においても、集落でやっておったけれどもできなくなったので返還したいということで、水路以外にも町道が走っている、水路が走っているところもございまして、その水路以外の堤防は天端が町道になっておりますので、町がある程度私は除草の責務もあるかと思っておりますが、そういう中で今後できなくなったところに対して行政としてどのような対応を考えておられるのかを質問いたします。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） ただいまの松永議員の再質問について、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答をさせていただきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、輪中堤を含め道水路の維持につきましては、地域での草刈りなど、地域の皆様に御協力をいただきながら環境が守られてきました。

そうした中で、少子高齢化は全国的な課題であり、当町におきましても例外ではありません。こうした社会的な情勢は承知しておりますが、除草などの業務につきましては引き続き地域の御協力を賜りたいと考えています。

町といたしましては、こうした地域活動への助成としまして、令和7年度に草刈機購入補助金を創設いたしました。

草刈り機については、自走式の草刈り機を補助に加えることで省力化も可能となるよ

う地域の支援を図るものでございます。

また、地域によりましては、農地に隣接する区域におきまして多面的機能支払交付金などを活用した取組を行っていただいております。

今後とも、地域の現状を踏まえた対策を議論しながら、地域での環境保全の活動の継続を推進する施策を展開し、地域の環境が守られる取組を進めてまいります。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 新潟県の津南町では、最近の新聞で掲載されておりましたが、なかなか地域の中で、集落の中でできないということで、行政が時給1,500円を補助して担い手に委託をしているというような情報もございました。

今後、地域の中で今まで担ってきた除草、伐採等ができなくなるのは、これからは往々にしてあると思いますので、先ほど課長のほうから話がございましたが、土地改良とか地元で維持管理が土地改良法の中では義務化されておるということでしたが、行政もその中に入って指導していただけるようお願いし、この質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、10番 松永民夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、9番 野村永一君。

○9番（野村永一君） 議長から発言の許可を得ましたので、通告に従い2点について質問いたします。

まずスクリーンを御覧ください。

この図は岐阜県のホームページから引用いたしました。

国勢調査から年齢3区分別人口の推移は図のようになっております。

また、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯、これは養老町でございますが、格段に増加しております。

それでは1点目、地域包括支援センターについてお伺いいたします。

各市町村において、介護保険法で定められた地域住民の保険・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である地域包括支援センターであります。

ここで質問いたします。

その運営体制及び職員体制について。

勤務時間について、常勤と非常勤の違いは。

3番目になりますが、相談窓口、例えば地域包括支援センター、介護施設、自宅などであると思いますが、相談の内容は、その後の対応は。

またちょっと飛びますが、その窓口が包括支援センターとします。包括支援センターは、養老町保健センターの2階に開設しております。2階へ相談に行くには階段を使わなくてはなりません。高齢者利用の安全を確保するためにも、1階に開設されるべきだと思います。

また、相談内容は漏れないようにするため、プライバシーの確保のためにも重要でないでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） ただいまの野村議員の質問につきましては、実務的な内容が含まれますことから、私より回答させていただきます。

地域包括支援センターについてでございますが、介護保険法に基づき、高齢者の相談事業、総合事業、介護予防、権利擁護、ケアマネジメント支援の役割を担っております。

職員体制は、第1号被保険者、65歳以上の高齢者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員、これに準ずる者も含まれますが、最低限それぞれ各1名置くこととされております。

当町では、保健師1名、これに準ずる者として保健師、介護士各1名、社会福祉士1名、これに準ずる者として介護支援専門員の3名、主任介護支援専門員1名で、現在、正職員、会計年度任用職員合わせて8名の職員を配置しております。

また、町直営で運営しており、相談窓口は正職員が平日の8時30分から17時15分まで、夜間・休日は転送電話にて対応しております。

非常勤の会計年度任用職員は、8時30分から16時30分までが3名、9時15分から17時15分までが2名のシフト制の勤務時間としております。

地域包括支援センターでは、介護保険、健康医療、在宅医療など高齢者に関するあらゆる相談を行っております。

令和6年度は延べ774件の相談があり、主に地域包括支援センターへの来所相談が151件、施設や御自宅への訪問相談が204件、老人ホームなどの事業所からの相談などが27件ございました。相談には、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種が協働するチームアプローチで対応し、相談内容に応じて情報を共有し、役割分担をしながら行っております。

相談後につきましては、必要に応じ適切な制度や関係機関などにつながるよう支援を行ったり、相談者が安心できるよう必要な調整やフォローを行ったりしております。また、緊急性が高いケースは早期に対応し、必要に応じて継続的なフォローを行っております。

地域包括支援センターは、保健センターの2階にございますが、階段の上り下りが困難な方や御高齢の方につきましては、1階の部屋で相談対応を随時行っており、相談内容につきましては漏れることのないよう、十分に注意を払ってプライバシーの確保に努めているところでございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 野村永一君。

○9番（野村永一君） ただいま内容と職員数を確認いたしました。

また、地域包括支援センターは1階で対応するということでありますが、先ほどの件数を見ます744件のうち151件が地域包括支援センターということでもあります。

まず1階で保健センターの方が受けられると思うんですけども、151件が2階へ上がるということ自体が、それはおかしな話でありまして、まず1階に地域包括支援センターがあるべきだと思います。それは1つの大きな思いやりだと思いますので、そちらのほうも十分検討していただくようお願いいたします。

あと職員数ですが、全部で722件で、正職員と任用職員が恐らく1つの対応に、1つの件数に対して2人は必ず要ると思います。それで8人で果たしてやっていけるかどうかということですね。先ほど3,000人から6,000人の間で、1人ずつ対応ということですけども、少なくとも、年齢3区分別人口推移、これは25年からは推計になっておりますけれども、総人口は少ないんですけども、要は高齢者の人口が比率からいくと非常に多くなっております。ぜひとも専門職の中の正職員を追加していただくようお願いいたします。

次に、この回答は、2階から1階というのはあえて要望しませんけれども、こちらのほう、検討のほうをよろしくお願いいたします。

次に、地域ケア会議についてであります。

高齢者や障がい者など、支援の必要な人々が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関や専門家が連携して課題解決や地域問題を話し合う会議です。

地域ケア会議は、地域包括支援センターまたは市町村が主催します。参加者は検討内容により異なり、行政職員、ケアマネジャー、介護事業者、医療専門職、そこには医師、看護師、薬剤師など、あと民生委員など多岐にわたります。

地域ケア会議について、厚生労働省は5つの機能について述べております。

1. 個別課題解決機能、2. ネットワーク構築機能、3. 地域課題発見機能、4. 地域づくり資源開発機能、5. 政策形成機能、以上5項目を上げております。

ここで質問いたします。

行政計画への反映を目指す重要な地域ケア会議であります。今後の取組についてお伺いいたします。

また、昨年度は1か月に1回開催されてはいますが、令和7年度現在、今の状況はいか

がですか。開催されるときの出席者のメンバー及び各委員の出席回数について、以上3点についてお伺いします。

○議長（早崎百合子君） 伊藤健康福祉課長、演台にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（伊藤めぐみ君） ただいまの野村議員の質問につきまして、3点回答させていただきます。

地域ケア個別会議につきましては、地域の介護支援専門員からの相談件数や地域包括支援センターの関わるケース等の個別のケース、支援内容の検討を通じて、地域の介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を行っておるものです。

また、高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築につなげ、個別ケースの課題分析などを行うことにより、地域課題の把握を行うことも目的に行っております。

介護予防のための地域ケア個別会議は、月1回開催しており、令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの影響で9回の開催となりました。令和5年度、令和6年度は10回開催いたしました。今年度につきましては、11月までに7回開催しております。

出席者につきましては、介護支援専門員などの支援者に、医師などがアドバイザーとして加わり、令和4年度は延べ117名、令和5年度は延べ155名、令和6年度は延べ141名と、多くの多職種の方に参加していただいております。今年度につきましては、11月までに延べ112名の方に参加していただきました。

会議は、要支援1・2の認定者と要介護1認定者について、現在の状態の維持、重度化防止の視点で認知症がある方への支援、独居高齢者への支援、リハビリを中断しがちな人への支援など、様々なケースについて、その都度、多職種からのアドバイスを取り入れ、よりよい支援方法の検討を行っております。

会議から見た地域課題につきましては、関係機関、ケアマネジャーや地域の支援者などから情報を共有し、今後の施策、支援方法について検討してまいります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 野村永一君。

○9番（野村永一君） 今、地域ケア会議の開催数や参加者数について回答を得ました。

介護予防のケア会議は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活をするための会議だと思います。また、ケアマネジャーの育成のための会議でもあると思います。

ここでの主な改善点は、介護予防に対する件数が増加していることでございます。

ここで再質問をいたします。

町の介護予防施策の内容について伺います。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 野村議員の再質問に御回答させていただきます。

介護予防施策の核は、地域包括支援センターで行っておると、核となる町の窓口だということはお理解していただいたと思います。

この地域包括支援センターでは、65歳以上全ての高齢者を対象に要介護状態になりますと、予防や重度化防止の目的に、まるごと介護予防教室、足・脳いきいき教室、健康づくり研修、また出張型の健康教室、タッチパネルでもの忘れチェック、通いの場の支援などにより、地域全体で住民の自主的な介護予防の取組支援を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で心身とも健やかに自立した生活を継続できるよう、引き続き支援してまいりたいと思います。

また、そういった会議の中での施策は、今後の取組の中に反映させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

[9 番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 野村永一君。

○9番（野村永一君） 地域包括支援センターについては、地域ケア会議は養老町にはすばらしい町民憲章があります。全町民が心豊かにとの思いをうたっております。まさにそのとおりであります。

先ほど養老町の国勢調査から急速な高齢化人口推計を見ていただきました。また、最近の報道に、2025年、団塊の世代が全員75歳以上となり、日本は世界でも例を見ない超少子高齢化へ突入との報道がありました。

これらの状況を鑑み、地域包括支援センターと地域ケア会議の充実は、高齢社会の向上ともなり得る大切な課題であると思います。今後の取組に期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、9番 野村永一君の一般質問を終わります。

次に、6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました養老の未来を守る岩永義仁です。今回は、3つの項目について一般質問を行っていききたいと思います。

それでは早速、まず1つ目の質問に入りたいと思います。

不動産鑑定の結果と用地買収の状況についてお伺いしていきます。

新食肉施設の建設予定地にある企業を買収するための不動産鑑定が実施されました。もちろん、この不動産鑑定にも今年度の当初予算で約1,200万円が計上され、これまでに200万円ほどが使われています。

現在、既に詳細な鑑定結果が出ていますので、結果についてお伺いしていきます。

1点目、不動産鑑定の結果はどのようなものであったか。具体的な金額を上げて説明をしてください。

2点目、不動産鑑定の結果を受けて、買収予定先企業との総合的な補償交渉が行われていると思います。この交渉のために、今年6月の議会では、補正予算として約500万

円が計上され、専門的な知識を持つとされるコンサルタント会社と契約を行っています。建設予定地にある買収予定先の企業との補償交渉の状況について、どのようなものか、現状についてお示しください。

3点目、令和5年の一般質問で、施設建設までのタイムスケジュールが示されています。既に目標からは遅れている状況と認識していますが、目標と現状とのずれはどの程度か。当時の一般質問によると、今年度の令和7年度末までに土地取得、令和11年に新施設の開設という説明がなされています。

以上3点についての答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 杉野産業観光課長、演台にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（杉野雄士君） ただいまの岩永議員の3点の御質問ですが、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答させていただきます。

1点目の不動産鑑定の結果についてお答えをいたします。

今年度、新食肉基幹市場建設候補地内に所在する企業が保有する土地の取得額算定の根拠を得るため、登記簿地籍を基礎とした2社による不動産鑑定評価業務を実施いたしました。

また、昨年度には、同候補地内の企業が保有する建物及び機械設備などについて、公共事業における損失補償基準にのっとり、物件調査補償算定業務を実施し、補償費を算定いたしました。しかしながら、それぞれの算定結果につきましては、現時点でお示しすることができません。

2点目の、建設予定地の企業に対する補償交渉についてお答えをいたします。

現在、算定された補償額の妥当性について慎重に検討を進めている段階であります。建設候補地の企業との交渉に当たっては、公正かつ合理的な手法を確立することが重要であるため、交渉手法についても十分検討を行ってまいりたいというふうに考えております。したがって、現時点では補償額の交渉に至っておりませんが、今後、補償額の妥当性が確認され、交渉の進め方について、一定の方向性が整い次第、建設候補地の企業に対して補償額の交渉を実施し、円滑な合意形成に向けて誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

3点目の建設スケジュールと現状とのずれについてお答えをいたします。

建設スケジュールにつきましては、令和5年、第4回の定例会におきまして、開設時期は令和11年であると御回答しまして、本町といたしましても、遅くとも本年度末までに用地取得ができるよう進める方針を示しておりました。

しかしながら、現時点で用地取得に遅れが生じていることに加え、平成21年から本事業の協議検討を進めてきた岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会が、本年3月末をもって一時休止となり、本年度からは岐阜県農政部畜産振興課食肉流通対策室がその役割を引き継いでおります。

現在、同室において、事業主体や運営プランのシミュレーションを検討中でございます。その結果に応じて施設建設のスケジュールにも変更が生じるものと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問を行います。

この一般質問に先んじて、情報公開制度にのっとり資料の開示請求を行いました。このように肝腎な部分が黒塗りされた状態で開示がされました。

これは町の予算を投入して行った事業です。開示請求にも応じない。一般質問で聞いても答えない。これじゃあ議会は何のために行われているのでしょうか。議会には行政の監視という重要な役目があります。事業内容が見えない状態で、どうやって議会の役割を果たすことができるのでしょうか。

執行部には、いま一度、地方自治法を読み込んでいただき、法治国家としての地方自治の在り方を勉強し直していただきたいと思えます。

黒塗りといえば、数年前に同じ新食肉施設の建設予定地選定に関する文書の開示を請求したときも、今回同様に黒塗りでの回答でした。この事業は当初から何かと隠し事が多いんです。事業をブラックボックス化するなど、行政としてやってよいことではないことぐらい分かりませんか。何を隠蔽し、どのように事業を進めているのか。予算規模が大きい事業だけに、現状に怪しさすら感じてしまうのは私だけでしょうか。

再質問としてお聞きします。

先ほど述べたように、不動産鑑定は町の予算で実施しています。買収、補償の相手も町内で事業を営む事業者です。働く人や関係者も町内の人が多く関わる企業なんです。どこかの人気映画やアニメのように、悪の組織と秘密裏に何らかの交渉をしているわけではありません。なるべく安く、安価で土地を取得したいという町行政の思いは理解できますが、結果として実際の価値よりも安く買ったようなことになった場合、相手先の企業は、またこれらの会社で働く人たちはどう感じるのでしょうか。情報が公開された後には、これが原因でしこりを残し、後世の禍根となるのは目に見えています。

町予算で行った鑑定業務です。めちゃくちゃ割高でぼったくりのような金額や、大きく市場価値を下回る激安での買収補償交渉を行うための材料ではいけません。適正価格であろう結果を正々堂々と提示した上で交渉を行っていく、これが行政のあるべき姿ではないでしょうか。

さすがにこれは部課長の判断では答えにくいと思えますので、町長に見解を求めたいと思えます。

次に、スケジュールに関してですが、これだけの事業であることと、現時点での問題点や課題を鑑みると、当初の計画から事業年度が遅れるのは当然であろうとお見受けい

たします。

特に、事業主体が決まらない中での本事業推進には、いささか勇み足な感も否めません。最悪の事態としては、いわゆるはしごが外れるなんていうことも起きかねません。ひとまず現時点での進捗は確認できました。とにかく慎重に事を進めていただけるよう指摘しておきます。

次に、1年ぶりの新食肉施設建設関連の一般質問というせっかくの機会ですので、事業主体選定の状況及び所管である県の動向についてもお聞きしようと思っておりましたが、先ほどの答弁によると、この1年間は県での協議会がストップしていて、さらに所管というか、議論の場が他の部署に移ったということでした。この変更によって、今後どのような影響が考えられるか。また、この新しい部署ということですが、ここでの参加メンバー等についても把握できている範囲でよいのでお答えいただきたいと思えます。

以上、町長の見解及び事業主体の県の変更の影響ですね、これらについて答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 杉野産業観光課長、自席で答弁。

○産業建設部産業観光課長（杉野雄士君） ただいまの岩永議員の2点についての再質問でございますが、実務的に大変踏み込んだ内容が含まれますので、私のほうから回答をさせていただきます。

1点目の御質問でございますけれども、不動産鑑定評価額及び物件補償算定額は、町情報公開条例第6条に規定する公文書に該当する情報を含んでおります。これらの業務は、新食肉基幹市場建設整備事業を進めるに当たり、建設候補地の企業との取得交渉の資料とするために作成されたものであり、私有地の評価に係るものであることから、個人識別性を有します。そのため、少なくとも交渉が未成立の段階においては、町情報公開条例第6条第2号に定める個人に関する情報に該当するものと考えております。

また、本件公文書には、不動産鑑定評価額及び物件補償算定額が記載されており、町情報公開条例第6条第3号に規定する個人または法人の競争上の地位、その他正当な利益を損なうと認められる情報に該当するものと考えております。さらに、公開することにより、契約及び交渉に係る事務に関し、当町の当事者としての地位を不当に害し、建設候補地の企業との交渉が難航する可能性があるほか、事業の実施期間に遅延を生じさせるおそれがあります。このため、町情報公開条例第6条第6号及び第7号に該当するものと考えております。

事業完了前に開示された場合、建設候補地の企業が交渉条件の見直しや金額の情報修正を強く主張する可能性が高く、交渉が長期化し、妥結までの期間が大幅に延びる蓋然性があり、その結果、事業全体の進捗に直接的な遅延が生じる具体的危険性がございます。

議員御指摘のとおり、町情報公開条例の基本的理念は第1条に規定されており、町民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の諸活動を町民に説明する責任が全うされるようにし、町民に対する理解と信頼を深め、町民の町政への参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた町政の実現に寄与することを目的としております。

しかしながら、このように知る権利を保障する理念の下にあっても、公開によって個人や法人の正当な権利、利益を害し、行政の公平かつ適切な執行を妨げ、町民全体の利益を著しく損なうことのないよう配慮する必要があるがございます。

以上のことから、現時点では公開すべきものではないというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

次に、すみません、2点目の御質問につきましてお答えをいたします。

岐阜県農政部畜産振興課食肉流通対策室は、岐阜県農政部の組織でございますが、本事業における計画は、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会から岐阜県に引き継がれているものと認識しております。

今後、岐阜県におきまして、事業主体や具体的な運営プラン等が示されました際には、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会にて再度協議が行われるものと考えております。

いずれにしましても、この事業は、県下42市町及び関係団体を含む62団体が参画し、オール岐阜の推進体制で進められている事業でございますので、本町としましても、今後、岐阜県農政部畜産振興課食肉流通対策室と密に連携し、事業の円滑な推進に努めてまいります。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、先ほど課長が申しあげましたように、大変実務的に踏み込んだ内容でございますので、私のほうから回答させていただきたいと思っております。

先ほど議員が御指摘されましたように、交渉相手を特定の比喩で表現することにつきましては、町としてはコメントする立場にございません。

ただし、交渉相手は町内で事業を営む誠実な企業でございます。町としましても、誠実な姿勢で交渉に挑むことが基本方針でございます。

また、先ほど課長がお答えさせていただいたとおり、町としての方針に変わりはないので、御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問に御回答させていただきたいと思っております。

先ほど産業観光課長が詳しく回答させていただきましたけれども、その後、部長も補足説明しましたけれども、ボトムアップしながら事業をやっておりますし、内容につき

ましても統一見解ということで課長、部長が答弁したのが町としての御回答でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 具体的な条例項目を上げて長々と御説明いただきましたが、結局のところ、典型的な行政答弁、それっぽい話はしておるんですけども、中身は到底理解できるような話ではなくて、先ほど来私が言ったように、今町長もおっしゃっていましたが、町内企業を相手にした今回の事業、その鑑定結果ですよ。皆さん注目も高いです。こういったものを隠すような状態になっているということに非常に違和感を感じるわけです。

結局、鑑定結果も補償内容の中身も分からずじまいの中身ということで、一般質問の意義についても本当に考えさせられることになるわけですけども、ひとまず開示請求に関する黒塗りでの開示については、法令に基づいて不服申立ての申請を行いたいと思っております。結果に変化があれば、また機会を見て関連する質問を行うかと存じますので、よろしく願いいたします。

ここまで、あくまで中立の立場でこの一般質問を行いました。

今後進んでいく補償交渉において、町が相手先企業に対し真摯に対応がなされることを祈るばかりです。

県が所管する新食肉建設事業では、事業主体の選定等で時間を要していますが、慎重に議論する時間ができたと考えれば、これは結果としてよいことのようにも思えます。

町としては、今後発生する土地取得費用の40億、50億という負担についての是非、これを時間のできた今のうちにしっかりと検討をしていただきたいと思っております。

以上でこの質問は終わりたいと思っております。

2つ目の質問に入りたいと思っております。

不登校に対するネット出席制度の取扱いについて質問を行っていきます。

1995年のWindows95発売によるI T革命により、それまでのパソコン通信の時代からインターネットの時代へと大きな変革がありました。懐かしいですね。2000年代に入り、さらにネットインフラが習熟していき、2005年に文部科学省の通知がなされ、スタートしたのがいわゆるネット出席制度です。その後は、現在のG I G Aスクール制度へともつながっていくこととなりました。

ネット出席とは、やむを得ず学校に通えない児童・生徒に対して、パソコンやタブレット等を活用してオンラインで学習指導を行い、一定条件を満たせば出席扱いとする制度です。

養老町内の小・中学校では、全児童・生徒にタブレットが配付されています。また、家庭にネット環境がないという場合には、無線LAN方式のルーターの貸出しができる

ようにもなっています。つまり、当町ではハード面で既にネット出席制度が適用可能な状態となっているということです。

質問です。

養老町の小・中学校での、この制度の適用状況はどうなっていますか。

2点目、私の知る限りでは、当町ではネット出席制度は適用実施されていないと認識しています。いつ頃からこの制度を実施できるようになるか、見通しをお聞きしたいと思います。

3点目、この制度を利用するための条件はどのようなものになるか、お答えください。

以上の3点について答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、演台にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 岩永議員の1点目の質問について回答させていただきます。

岩永議員が言われたように、文部科学省が2005年度に通知を出し、ネット出席制度の運用が始まりました。

ネット出席制度とは、小・中学校の不登校児童・生徒や療養中の児童・生徒が自宅でICTを使って学習した場合に、一定の条件を満たせば在籍校の校長が出席扱いと認定する制度のことです。

令和元年10月25日には、不登校児童・生徒の支援の在り方について通知が出されました。

本町では、令和6年12月に、学校・フリースクール等連携ガイドラインを作成しました。今までに療養中の児童・生徒にオンラインで配信したことはありますが、出席扱いとしたことはありません。

2点目の御質問に回答させていただきます。

この制度を適用できるのは、先ほども言いましたが、在籍校の校長の判断となります。文部科学省は、一人一人の児童・生徒の状況や、学校、地域の実態が違うため、一律の基準を示すことはしていません。しかし、町といたしましては、各学校の校長の判断の基準がばらばらになってはいけないと考えています。今年度、校長会と教育委員会で一定の基準を作成しているところです。来年度からは適用していく方向で今、動いています。

本制度は、学校への登校を不要とするものではなく、児童・生徒が学校とのつながりを保ち、最終的には社会的自立や学校復帰等につなげることを目的としております。

本町におきましては、児童・生徒一人一人の状況を丁寧に把握した上で、学習計画の作成、学習状況の確認、評価を適切に行い、安易な適用にならないように校長の責任の下慎重に対応してまいります。あわせて、保護者や学校現場に対して、制度の趣旨や限界についても正確に周知を行い、誤解を招かないように努めてまいります。

3点目の御質問について回答させていただきます。

I C T等を活用した学習活動は、再登校後に円滑な学校復帰が可能となるようなための学習方法であり、当該児童・生徒の自立を助ける上で有効、適切であるよう工夫改善しています。

本町といたしましては、現時点での要件は次の6点になります。

1点目、児童・生徒がI C T等を活用した学習活動を希望し、保護者と学校に協力関係がある。2点目、可能であればカメラを使用した双方向学習を促す。3点目、週1回程度の家庭訪問または放課後登校等による対面指導を継続に行い、生活状況や学習状況を十分に確認する。4点目、校内ケース会議を行い、管理職及び学級担任等で学習状況等の情報を共有する。5点目、定期テストは、自宅で行った場合でもその評価を成績に反映することができる。6点目、評価は、本人と保護者と相談し、その希望を踏まえて、授業の参加状況、対面指導、自宅で行う学校教材の成果により評価する。これはまだ検討中ではありますが、今年度中に検討していきたいと考えています。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問を行います。

令和8年度、来年の春から制度が実施できるということで、大変よいことと歓迎いたします。一方で、現時点では、一部の関係者を除いて、ほとんどの人がこの件を知らないと思います。

来年の新年度に学校が始まるまであと3か月ちょっとしかありませんが、特に今説明があったとおりですと、諸条件6点あるということですが、この辺りについても周知についてどのように行っていくのか確認したいと思います。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、自席で答弁。

○教育長（早崎京子君） 岩永議員の再質問について回答させていただきます。

本制度の周知につきましては、誤解を生じさせないことを最も重視し、対象や趣旨を限定した形で行っていきたいと考えています。

具体的には、まず校長会等を通じて管理職に制度の趣旨と運用上の留意点を周知し、校長が適切に判断できる体制を整えます。その上で、不登校支援等に関する場面において、児童・生徒や保護者から相談があった場合に、必要に応じて個別に説明を行うことを基本といたします。

あわせて、教育委員会のホームページ等において、制度の概要や留意点を簡潔に掲載し、誰でも利用できる制度でないこと、学校と十分に相談の上で検討する制度であることを明確にしていきたいと考えています。

このように、一斉的に積極的な広報ではなく、丁寧に限定的な周知により、制度の趣旨に沿った適切な運用に努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 最後、再々質問を行いたいと思います。

限定的な周知をとというような表現をされましたが、こういった制度ですので、私としては、全児童・生徒並びに全町民に対して、こういう新制度が適用されるよということをしつかりと公平に周知していただきたいというのが思いであります。

この制度が適用されるようになると、これまで不登校により諦めざるを得なかった進学等の次のステップについて、未来への可能性が開けるようになるというものです。

ワーケーション、テレワークで、自宅にしながら会社の仕事ができるようになった時代です。技術の革新により、これまでできなかったことが可能となったんです。近い将来には、学校という教育現場の形は大きく変わっていくかもしれません。この制度で、学びに関して学校以外の新しい選択肢が増えたとも言えます。

今回テーマにしたネット出席という新制度は、子供たちの新しい権利です。教育長をはじめとして、学校関係者の皆様にはスムーズに新制度への適応をしていただきたいと思っております。教育長をお願いしますね。

最後に、ちょっと確認しておきたいのですが、来年4月からネット出席制度がスタートした場合、養老町内でこの制度を使う児童・生徒はどのくらいになりそうか、試算というか、把握できているでしょうか。これをお聞きして、今回のこの質問は終わりたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、自席で答弁。

○教育長（早崎京子君） 岩永議員の再々質問に回答させていただきます。

まず、来年度運用した場合ですが、今現在、保護者から質問を受けている児童・生徒は1名です。ですので、来年度こういうことがあったら1名の生徒は利用するかなというふうに把握しています。

それから、本制度は、登校が困難な児童・生徒に対する例外的な支援措置であり、一律に利用を促す性質のものではないと考えています。一斉に広く周知した場合、学校に行かなくてもよい、オンラインで出席が取れるといった制度趣旨を逸脱した誤解を生じるおそれがあります。

そこで本町では、制度を必要とする児童・生徒や保護者に対し、相談の場面で必要に応じて個別に説明する形を基本としており、誤解を招く可能性のある一斉の周知は、今のところ考えていない方針です。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 3つ目の質問に移りたいと思います。

川の日イベント創設を提案について、質問をしていきたいと思います。

1点目、1996年に国土交通省により川の日が制定されました。

川の日のご概要を簡単に述べますと、川の日は7月7日、七夕の日に合わせてあります。趣旨は、国土交通省のホームページによると、近年、都市の発展、治水事業の発展などを契機に、希薄化した人と河川との関係を見直し、河川に対する人々の関心を取り戻すこと。地域の良好な環境づくりなどについて、住民、自治体が一緒になって考え、取り組むといった地域の活動を支援することとあります。

また、主な活動内容として、地方公共団体、川に関するNPO等に幅広く、川の日を契機とした河川に関する諸活動の推進を呼びかける。河川と国民との関わりとその歴史、河川の持つ魅力等について、広く国民の理解と関心を深めるような各種行事活動を実施すると示されています。

活動内容がぼんやりしていますが、これは裏を返せば川に関することであれば何をしてもいいですよということではないかと考えております。ぜひ養老町でも関連イベントを行い、大いに盛り上げていただきたいと考えますが、見解はいかがでしょうか。

2点目、川の日イベントの一つとして、全国で行われているものですが、今年度は何と282か所で実施されたというふうに聞いておりますが、水辺で乾杯というものがあります。県内だと、自治体ベースでは大垣市や岐阜市、民間ベースだと垂井町で既にイベントが実施され、好評を得ていると聞いています。

せっかくですので、皆さんお手元のパソコンやタブレットで水辺で乾杯2025を検索してみてください。すてきな画像がたくさんアップされています。

行政として他の自治体の状況を把握しているかお伺いたします。

以上の2点について答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 近藤産業建設部技術参事、演台にて答弁。

○産業建設部技術参事兼建設課長（近藤晴彦君） 岩永議員の御質問2点につきまして、1点目から順に回答をさせていただきます。

1点目のイベントの実施の提案につきましては、国土交通省が定めた毎年7月7日の川の日におけるイベントの創設についての御提案でございますが、当町におきましては、毎年、1級河川の牧田川を中心として、国、町、地域と連携した河川環境美化を目的としたクリーン作戦を継続的に実施しており、河川の環境を守る活動を推進しています。

さらに、出前講座などで地域に出向き、河川環境保護に関する啓発活動も実施しています。また、河川環境整備に関しましては、毎年実施している行政懇談会や土木要望などで地域の御意見を伺いながら、地域と連携し、よりよい環境づくりを推進しています。

こうした日頃からの取組が地域とともに継続的に進められている状況から、現時点におきまして、当町では川の日に関するイベントを実施することは考えておりません。

次に、2点目の御質問ですが、西濃地域における他の自治体での情報でございますが、国が主体となり、木曾三川公園におきまして水辺で乾杯のイベントが実施されていますが、近隣自治体が主体での実施は大垣市以外には把握しておりません。以上です。

[6 番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） ふだんからいろいろな活動を、地域も含めて川に関することをやっていますよということであるならば、なおさらこの川の日イベント、参加するなり、実施するということの意義が大きい自治体が養老町なんじゃないかなというふうに聞いていて思いました。町としてはやる気のないという答弁だったのがとても残念に思っております。

養老町では、伊勢湾台風の被害をはじめとして、これまでに度重なる水害に遭い、多くの被害を被ってきました。養老では、川というとどちらかと言えば負の効果をもたらすイメージが強いのではないのでしょうか。しかし、歴史を学べば分かります、川の水というのは、本来は自然の恵みにより豊かさをもたらすものです。この機に負のイメージを払拭できればと考えております。

町内を流れる五三川と牧田川には漁業組合があり、この2つの漁業組合には少しではありますが毎年町の予算措置がなされております。

御存じのとおり、近年ではキャンプや川釣りが大変大きな人気となり、五三川でのブラックバス釣りがこの東海地方でも有名な釣り場となっていることは承知のとおりです。さらに近年では、アユイングというルアーでアユを釣る新しい漁法が注目され、牧田川では県内外から人を集めてアユ釣りの大会が開催されるようになりました。

確かに川は水害をもたらす怖い存在ではありますが、同時に現在では豊かな自然を生かした娯楽としての面に注目が集まっています。このように、町が目指す交流人口の増大に一役買っているという状況です。官民での川の日コラボ企画などを行えば、大いに盛り上がるのではないのでしょうか。

さて、先ほど紹介した水辺で乾杯などは、全国で行われているイベントであり、これに町として参加するだけで全国規模のイベントを開催するという実績にもなります。これもまさに近年、町がやたらと主張するシビックプライドの醸成につながるものでしょう。

町内には水に親しむと書く親水公園が中央公園にあります。また、役場東を流れる金草川支流では、初夏の季節には蛍が乱舞するといった川もあります。我が町の代表的観光地である養老公園の滝谷沿いも水辺ですね。町内に水辺はたくさんあり、イベント実施の場所や内容はアイデア次第で無数にあるといえます。

今回の提案内容は川がテーマですので、漁協を代表例に挙げさせていただきました。ここまで聞いていかげんかでしょうか。先ほどの答弁では、町でのイベント実施の意思がないように感じましたが、少しは考えが変わったのではないのでしょうか。

再度見解を求めたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 竹中産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（竹中 修君） 岩永議員の再質問に回答させていただきます。

先ほど、御回答させていただきましたとおり、町といたしましては、第一には、地域と連携しながら、日常の河川環境の整備や保全に関する取組を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようによろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 分からないですね。

理解できないので再質問で改めて言ったので、理解くださいと言われても、それを理解できるわけがないんですよ。御理解くださいというコメント自体をここで禁止用語にしたいぐらいの気持ちで今聞いております。

最初に述べたように、国土交通省ではイベントの概要の中で、地方自治体やNPO等によりというように、まずは自治体が主導であることが想定されています。

近年の養老町では、東海環状道路、養老インターや名神高速道路のスマートインター、橋爪大橋等々、国土交通省の関わる事業が本当に数多く多数あります。恩返しというわけではないですが、ここで国土交通省のイベントと町がコラボできれば、今後の各種事業に向けて違った盛り上がりも期待できるはずで、そういった面からもイベント実施の提案を行いました。再三実施の意思がなく、日常から取り組んでいるというか、なおさらこのイベントが本当に参加する意義があるというふうに強く思うんですけども、どうも私の考えを理解いただけないようなのがとても残念で失望しています。

これ以上言っても多分あまり反応なさそうなので、これで今回の一般質問を終わりにしたいと思いますが、本当にこのイベントに関しては、まだこれから予算査定の時期を迎えると思うので、町長、ちょっと1回考えて、そんなに難しい話を言っていないですよ。お金もかからないので、このイベントは。ちょっと本当に水辺で乾杯なんか調べてもらえば、たくさん事例が出てくるので、1回見てもらって、もう一回庁舎内で検討いただきたいと思います。

長々としゃべりましたが、今回の12月の一般質問は終わりたいと思います。どうも失礼いたしました。

○議長（早崎百合子君） 以上で、6番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 議長より発言の許可を得ましたので、養老町内の小・中学校における修学旅行等の保護者負担について質問いたします。

コロナ禍から数年が経過し、養老町に7校ある小学校と2校ある中学校についても日常を取り戻し、それぞれの小学校の6年生については、1泊2日の日程で京都・奈良方面へ、中学3年生につきましては2泊3日の日程で東京方面へ修学旅行に向かう風景が戻ってきています。

言うまでもないことかもしれませんが、修学旅行の教育的価値は高く、見聞を広め、文化や自然に親しむことをはじめ、集団生活の協力や公衆道徳を学ぶこと、人間関係を深め自主性や探求心を育むことといった、教科書だけでは得られない実体験を通して知識や理解を深め、社会性や協調性を養うなど、成長を促す学びの旅であります。児童・生徒の将来を見据えたかけがえのない体験学習の機会なのです。厳しい環境の下、学校は様々に工夫して修学旅行を続けています。

しかしながら、バス代をはじめとする交通費や宿泊費、また体験活動費といった修学旅行にかかる費用について、物価高騰の影響は大きく、保護者の負担は年々重くなってきております。

こちらの表を御覧ください。

この表は、コロナによって活動を縮小あるいは自粛してきた令和2年、令和3年を省いたもので、修学旅行における養老町立の小学校の子供1人当たりの保護者負担の6年間の推移を一覧にまとめたものです。コロナ前と後で、子供1人当たりの保護者負担が7,000円ほど違います。

そして2つ目は、どこの学校も毎年同じように京都・奈良方面に修学旅行に行っているにもかかわらず、最大・最小のところを見ていただきますと1万円以上差があります。6年平均でも見ても8,000円以上の差です。修学旅行の費用の保護者負担の最大値、一番自己負担が多いのをピンク色で示してあります。一番最小値は、一番安く行けたというのが青色の色で示してあります。高い学校はずっと高いまま、安い学校は安いままです。

さらに、つい最近、11月末です。日吉小学校の修学旅行が行われ、令和7年度の修学旅行が全部終わったということで、令和7年度の修学旅行では、養老小学校が2万7,280円の費用でした。日吉小学校は4万1,623円。この差が1万4,343円の差です。一番安い笠郷小学校とも比べますと1万4,821円の差です。これが、小学校別修学旅行の6年間の推移です。

教育の機会均等は学校の根幹です。経済格差あるいは地域の違い、つまり児童数の違いが教育格差を拡大させないように、社会全体で取り組んでいくことが重要だと考えております。

次に、中学校の修学旅行における保護者負担については、学校ごとで大きな差はなかったため、先ほどの表には含めませんでした。コロナ禍の前と後では、子供1人当たりの保護者負担額が増加している点では、中学も同じだと考えます。

また、そうした中、本年度8月に県立高校において授業で使用するタブレットについても、これまでは貸与されておりましたが、しかし劣化などにより更新が必要となる中、来年度からは公費での端末整備を行わず、原則自己負担とする方針が県教育委員会から示されました。

江崎知事に見直し要望が出ており、その後は低所得世帯などには貸与も検討されているようですが、これによって、今後、高校進学を迎える中学3年生については、1人当たり6から10万円は負担が増える見込みです。

教育の負担は少子化要因の一つにも数えられております。

ここで2点質問させていただきます。

1つ目は、同じ町内の小学校で、どうしてこれだけ修学旅行における子供1人当たりの保護者負担額に違いが生じるか、その要因は何かということについて。

2つ目は、高校進学を控える中学3年生について、来年度以降、1人当たりの高等学校の生徒負担額が大きく増える見込みではありますが、これに対する町の対応について。

以上2点について答弁をお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、演台にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 大橋議員の1点目の御質問については、私のほうから回答させていただきます。

大橋議員が言われるように、修学旅行は児童・生徒が学校生活の中で特に心待ちにしている行事であると同時に、仲間と協力しながら行動する力や社会に触れて学ぶ力を育むかけがえのない教育活動であります。

その一方で、大規模な移動や宿泊を伴うことから、安全面への配慮はもちろん、行程の教育的妥当性、費用の適正性など、様々な要素を慎重かつ総合的に検討しています。

本町において、各学校では修学旅行業者選定委員会を設置し、その委員会で複数の事業者から提示された企画・見積り等について、透明性・公平性を重んじながら審議しています。その委員会は、教職員だけでなく、PTA役員も委員としてなっています。

小学校の修学旅行における1人当たりの経費につきましては、行き先、交通手段、宿泊形態などにより学校ごとに差が生じます。この経費には、交通費、宿泊費、食事費、施設入館料、添乗員費が含まれております。

今示していただいた養老小が少し安いのは、養老小におきましては奈良で宿泊をしています。それ以外のところは京都で宿泊していますし、それからここをどこの旅館に入るかという施設も、そのことに関しましてもPTA役員さんたちの意見を聞くなり、6年生の保護者の意見を聞きまして、それでも、高くてもいいからいい旅館に泊めてほしいとか、施設の行くところも保護者の意見を聞きながらというふうに考えて、学校だけじゃなくて保護者の意見を聞きながらやっていますので、差は出ているかなというふうに思っています。

しかし、小規模校におきましては、修学旅行の実施に当たり、貸切りバス代は人数に関わらず一定額を要する経費がありますので、結果としては1人当たりの負担が高くなる傾向があると思います。以上です。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 大橋議員の2点目の質問につきましては、私のほうから御回答させていただきます。

県立高校、県立特別支援学校におきまして、令和8年度の新入生から、授業などで使用する学習用端末、いわゆるタブレットでございますけれども、原則として個人負担となるということが示されております。

現在のところ、岐阜県におきましては、一定の条件を満たす低所得世帯等につきましては、学習用端末の貸与を検討されているということでございますし、今朝の新聞の中では、現在3年生が使っておるやつを新入生にといったような意見も議論もされておるといふふうに聞いておりますけれども、まだ具体的なところ、町のほうに示されておられませんし、一般にも言われておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

学習用端末は高校により必要な性能が異なるため、仕様もそれぞれ異なりますけれども、1台当たり高額であるため、自己負担となりますと保護者の経済的負担は増すものと考えられております。

また、議員等いろんな場所におきましても、保護者からもタブレットどうなっておるんやろうということで、お互いそういった要望も同じ場で聞いておるといったところから、こういった質問をいただいておりますというふうを受けております。

本町において、保護者の経済的負担軽減を図るため、予算の範囲内におきまして、令和8年度高校入学者を対象に購入する学習用端末の購入の一部を補助できるよう検討してまいりたいと考えております。

補助金の申請に係る手続の運用につきましては、まだ今後となりますけれども、私個人的には、高校生も補助金の申請なんか社会参画も行っていただきたいという思いから、本人に申請させたらどうかなというふうには考えております。そういったところは、今後、教育委員会部局と詳細に詰めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 執行部より丁寧な御答弁をいただき、そして川地町長からは、新年度、高校進学を控える中学生の負担軽減について心強い答弁をいただくことができました。ありがとうございます。

さて、教育長の答弁によって、小学校においては、児童数の違いという学校の規模、すなわち保護者に帰すべきでない要因によって、町内小学校側においても保護者の負担額が異なるという課題があるということが明確になってまいりました。

また、修学旅行に係る費用が毎年増加傾向にあり、保護者の家計を圧迫していることも明らかだと思います。

先ほど申し上げましたが、教育費の負担は少子化要因の一つに数えられております。

東京都中野区や葛飾区のように、全額無償化に踏み切る自治体はまだまだ少数ですが、

就学援助金と別に支援制度を実施し、保護者の負担軽減を図る自治体は増加してきております。

学校の自助努力だけでは限界があります。そうした中で、同じ町内にある小学校の中で、旅行先や宿泊先といった内容には関わらない部分、つまり児童数の差による交通費の違いなどによって、保護者の負担額が、例えば養老小学校と日吉小学校で1万4,000円以上も違うという状況は、何かしら対策が必要だと考えます。

そこで1点再質問いたします。

小学校の児童数など、学校間、つまりは子供が通っている小学校の児童の人数の違いで保護者負担額が変わってしまうことへの対策についてです。

以上1点について再質問をいたします。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、自席で答弁。

○教育長（早崎京子君） 大橋議員の再質問にお答えします。

修学旅行の保護者負担額については、小規模校ほど保護者負担が高くなる傾向があります。

本町において、学校規模による過度な負担差が生じないよう、保護者の負担軽減を図るため、予算の範囲内において、令和8年度より修学旅行に係るバス借上げ料を補助できるように検討してまいります。

引き続き、学校規模による不公平感が生じないよう、実施方法の工夫を重ねてまいりたいと思っています。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） ただいま教育長から、小学校における保護者の負担軽減だけでなく、学校間の格差解消にもつながる答弁をいただくことができました。

特に修学旅行の保護者負担は、単なる費用の問題を超えて、日本社会の教育格差や機会均等という根本的な課題とともに深く関わっていることが明らかになっています。

そのため、こうした課題の解決には、町をはじめ教育委員会と学校、地域の連携が不可欠であると考えます。

先々月10月22日に町議会総務民生委員会で、富山県魚津市の学校の統廃合取組について行政視察を行ってまいりました。

その中で、魚津市教育委員会事務局の担当者が、学校規模適正化を図る4つの柱の一つに統合前の事前交流を上げ、その重要性を強調しておられました。それによって子供たちは新たな交流関係の円滑な広がりをはじめ、教員の交流もはじめ、また地域住民の交流も図られ、それは子供たちの円滑な学校生活のスタートが期待できるからです。

私は、この統合前の事前交流という考え方は、修学旅行という貴重な学習の機会に対しましても同じことが言えると思います。

日吉小学校、現在3年生が4名、3年後、6年生児童は4名、修学旅行の保護者負担や成長を促す学びの体験など、大変厳しい状況です。

養老町の小学校の5年後の編成に向けて、修学旅行の分野においても統合前の事前交流、ぜひ御検討いただくことをお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、2番 大橋みち子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時5分といたします。

（午後0時03分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき2件で一般質問を行います。

1件目は、高校生の子育て支援について、3点で質問いたします。

文部科学省は、令和6年度の高校などへの進学率は98.6%、岐阜県99.1%と、ほとんどの中学生が高校に進学していることを公表しています。

私どもは、高校教育を、主権者として必要な教養などを身につける上で一層重要であり、人種、性別、宗教、社会的地位などに関わらず、全ての人に平等な機会、チャンスが与えられるべきであるとの考え方の機会均等と無償化を強く主張しています。

先日、町内に住む同世代の方から、お孫さんの通学定期代にかかる話をお聞きしました。いずれも6か月定期です。養老鉄道を使い、大垣駅まで3万5,650円、JRを使い、大垣駅から名古屋まで5万2,170円、地下鉄で名古屋から池下まで2万6,090円。合わせると6か月の通学定期代は11万3,910円。1年間で22万7,820円、3年間で約70万円です。

自分の夢を実現するために、両親はもちろん、祖父母たちもささやかな年金の中から、僅かだけれど経済的な援助をして孫を応援しているとのことでした。

そして、養老町も通学費の支援があれば、親たちもどんなに助かることか。高校生の通学支援をしているまちがあると嫁から聞いている。議員さんたちが皆さんで力を合わせて町に要望してほしいとも言われました。

そこで改めて現時点での近隣市町の通学援助制度を調べました。それがこの表です。

近隣市町では多くの町が補助をしています。神戸町、池田町、揖斐川町、大野町、輪之内町、海津市でございます。特に神戸町では、全ての公共交通の3分の1補助ですので、先ほどの養老から名古屋の池下までの料金は年間22万7,820円のうち7万5,940円の補助が神戸町から支援されるので、保護者負担は15万1,880円ということになります。

養老町は、補助制度の導入が令和7年3月策定の地域公共交通計画に記載されていません。確認します。

21ページ、6. 目標を達成するために実施する事業の中で、本町では、養老町の活性

化や定住人口の増加に向け、町内に居住しながら通勤・通学のために養老線やバスを利用している人などに対し、定期運賃の補助制度を導入しますと記しています。実施予定日が書かれていません。新年度予算編成真っただ中です。新規事業として検討されていますか。

2点目は、高校生のタブレット有償化への所見と、当町としての支援策をお尋ねします。大橋議員と質問が重なりましたので、重なった内容の答弁は執行に一任します。文句は申しません。

2026年度から県立高校のタブレット端末は全額保護者負担ですと、8月末に来年高校1年生になる中学3年生の保護者へ、アプリなどで一方的に通知がありました。

もともとタブレット学習は、コロナ禍の中でも学習を止めないと導入され、貸与という形で全額公費負担でした。国は、ICT教育推進の名目で1人1端末を掲げ、自治体に指示を出しています。コロナ交付金もなくなり、端末の更新時期となり、金額も大きくなるため、保護者負担へと転換しようということです。

議場内の部課長や議員の中には、県の問題ではないかとお考えの方もおられるかもしれませんが、私どもは県の問題だけど、町の問題であるとも考えています。それは保護者の方々の悲痛な声が届くからです。

そこで質問します。

1. 県の有償化について、町長、教育長の所見を伺います。

2. 無償貸与からあまりにも拙速な有償化に対し、時間をかけて保護者の意見を踏まえ、丁寧な議論をするよう県に要望していただきたい。

3. 町として学習用端末購入費補助事業制度の新設を検討されたい。

3点目は、養老町の高校進学率に特別支援学校の卒業生は含まれていますかについて伺います。

特別支援学校の中学部は、一般の中学と同じく通常12歳から15歳頃の中学1年生から3年生に相当する年齢の児童・生徒が対象です。

小学部の3段階、中学部の1段階、高等部の2段階と学習段階が分かれているのが特徴です。文科省の学校基本調査では、大学進学率などに使用される18歳人口の集計から、障がいのある児童・生徒が通う特別支援学校の卒業生が除外されていることが、毎日新聞の調査で判明したとの報道に、特別支援学校に通う子供への差別的な考え方があるからではないか。インクルーシブ教育を重視するという姿勢を見せるなら、まず統計をインクルーシブにすべき。障害者差別解消法により、合理的な配慮が義務化された現在、行政担当者の自覚なき差別意識が見え隠れするとの声が広がっています。

学校基本調査は、国が重要と認める基幹統計です。答弁を求めます。

○議長（早崎百合子君） 近藤産業建設部技術参事、演台にて答弁。

○産業建設部技術参事兼建設課長（近藤晴彦君） 水谷議員の御質問3点のうち、1点目

の高校生の通学定期券補助の関係で回答をさせていただきます。

町におきましては、令和7年3月に養老町地域公共交通計画を策定しており、計画期間は令和7年4月から令和13年3月までの6年間となります。

目標の一つに掲げる公共交通軸の維持・活性化では、広域的な移動需要に対応した施策を推進していくこととしていますが、高校生に特化した計画目標ではなく、全ての利用者についての幅広いものとなります。

この計画では、3つの大きな目標を実現するために実施する事業例を掲げ、計画期間内に施策を推進していくことを目標として、各事業のスケジュールを計画しております。

今後の事業につきまして、当課では、計画に掲げる事業例について、その事業内容等を精査しながら検討してまいります。まずは事業スケジュールに基づき、来年度以降に計画されている事業がございますので、まずはそちらを優先的に進めてまいりたいと考えております。

なお、通学に対する補助などにつきましては、養老町公共交通会議などで近隣市町の実例や効果などを研究し、関連する機関や団体と今後議論してまいりたいと考えています。

子育て世帯への支援につきましては、国の重点支援の施策の方針とも合致いたしますので、より効果的な取組について研究してまいります。

終わります。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、演台にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 水谷議員の高校生のタブレットの有償化について、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目について回答いたします。

ICT機器は、もはや一部の教科だけでなく、日常の授業や探求活動を支える基盤となっております。生徒一人一人の理解度に応じた学びや協働的な学習の充実など、教育の質を維持・向上させる上で欠かすことのできない学習ツールではあります。

水谷議員が言われたように、令和8年度の高校生の新入学生から、学習端末については個人負担となる方針が示されました。高校入学に伴い必要となる制服代や教科書代などの費用に加え、さらに高額な学習端末を有償化することは各家庭の家計に圧迫し、保護者の経済的負担が一層増加するものだと受け止めています。

2点目について回答させていただきます。

高校生の学習用端末について、令和8年度から無償貸与から原則自己負担となる県の方針に対して、地元の保護者団体から見直しを求める署名が県知事宛てに提出されたと聞き及んでいます。本日の新聞記事にも掲載されておりました。

学習用端末の購入は1人当たり6万円から10万円程度の高額な出費が必要になると想定されておりますので、学びの格差が生じないように、子供たちの学ぶ権利を保障してい

くために、国や県、各市町村のサポートをより豊かにし、保護者の経済的負担の軽減を図っていく必要があると考えております。

町教育委員会といたしましても、保護者の思いを酌み、校長会などを通して保護者が納得できるような丁寧な説明をしていただけるよう、県に要望してまいりたいと考えています。

3点目について回答させていただきます。

さきに大橋議員の御質問で町長が回答いたしましたとおり、本町においては令和8年度の高校入学者を対象に、予算の範囲内において学習用端末の購入費の一部を補助できるように検討してまいります。

続いて、学校基本調査について回答させていただきます。

毎年実施しております文部科学省の学校基本調査は、高田中学校と東部中学校に在籍する生徒を対象にした調査となります。

学校基本調査の高等学校等進学者の調査項目の中に、中学卒業者の進学先として高等学校のほか、特別支援学校高等部が含まれておりますので、町内2校の中学校に在籍している卒業生については、高校進学率に特別支援学校への進学者も含めております。

水谷議員がお尋ねの特別支援学校の卒業生については、特別支援学校の小学部、中等部に関わらず、特別支援学校においては県の管轄となるため、町においてはその把握はしておりません。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 町長の所見ということでございます。

まずは、このタブレット端末につきましては、県下42市町村から県のほうに要望されておるといふふうに認識をしておりますし、私のほうからも要望されているということは確認をさせてもらっております。

おっしゃるとおり、県民の方も町民ですので、町の課題としてもやはり考える必要があるかというふうに考えております。

回答につきましては、大橋議員に御回答したとおりでございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問をさせていただきます。

令和13年3月までの6年間の計画期間内に推進することを目標としているとの答弁でした。公共交通の関係です。答弁でしたが、計画倒れが懸念されます。

行政の計画は絵に描いた餅との表現は正しい解釈として、残念ながら広く認識されています。近々の養老町公共交通会議はいつ開催されますか。1つの政策決定に町民が参加し、多様な民意や見解の相違をすくい上げ、熟議し、責任ある政策に練り上げ、決定していくことは、町政の民主化と深く関わると認識しています。

しかし、時には町長の政治的決断も求められます。この通学援助を町長の政治的判断で検討できない理由をお聞かせください。

また、答弁の中で、子育て支援が国の施策とも合致するので、より効果的な取組を研究していくとのことですが、より効果的な取組の意図するところをお答えください。

タブレットの有償化について再質問を行います。

保護者を中心にしたタブレット端末を考える会の有志の方々が、県庁内で11月4日、3万5,210筆の全額保護負担見直しの署名を知事本人にお渡しし、懇談された報告が届いています。

報告によれば、知事は保護者の声に耳を傾けていただきましたが、今はどの家庭にもタブレットの一つぐらひはあるでしょうとの発言に、会のメンバーの中は我が家にはタブレット端末はありません。どこの家にもという感覚に疑問がありましたとの懇談会後の交流で発言されたそうです。

そこでお聞きします。

1、教育行政全般を統括し、保護者の声により近い教育長は、養老町の子供たちの全家庭にタブレットがあるとの認識でしょうか。

2、本年9月、県教育委員会が中学3年生保護者宛てに出したチラシによると、令和8年6月頃から授業での活用を想定しているの、それまでに準備をお願いしたい。E Cサイトの端末金額は入学や学科により異なるが、おおむね6から10万円程度。必要なアプリ使用や端末通信費は県が負担しますとの内容です。

ただいまは養老町として一律補助を考えたいとの喜ばしい答弁でした。事業を進める上で実施要綱策定が必要となりますが、補助内容や施行期日に対する見解をお聞かせください。令和8年4月1日から施行すると理解しますが、それでよろしいですか。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問に御回答させていただきます。

養老町地域公共交通会議は、今年度は来年の2月から3月頃にかけて開催する予定としており、本計画の進捗状況や評価等を課題とする予定でございます。

先ほど、政治的判断で検討できない理由ということでございますけれども、私も公共交通会議に出席し、本計画の策定に当たりまして、事前に実施しましたアンケートの結果や出席委員の意見をじかに聞いております。

議員がおっしゃるように、割引制度について意見があることも承知をしておりますが、一方で、住民アンケートの中には、駅までの公共交通整備の充実を望む声がたくさんございました。こうした利用者の方々の御意見を踏まえて策定されました本計画に定める目標を実現するため実施する全ての事業例は、引き続き検討を進めてまいります。実施の優先度につきましては、あらゆる公共交通機関を対象として総合的な判断により、事業計画に基づき進めていくことが最善と判断をしております。

また、効果的な取組の意図するところにつきましては、事業の目的は同じとしながらも、その事業対象、期待する効果などは、事業主体によって様々かと思えます。そうした意味におきまして、近隣市町の事例を、先ほど提示していただきましたけれども、当町にとって最適と思われる方法を研究していこうという旨の発言でございます。

高校生を含めました公共交通を利用される方々への支援につきましては、町が策定しました養老町地域公共交通計画において、国の指針に基づき、各事業の目標における進捗や達成状況を養老町の地域公共交通会議において毎年度評価していくこととしております。このように、本計画は、定期的な事業評価など検証しながら進めていくこととしており、実効性の高い計画となっているものと考えております。

今後とも、先ほどそこでスライドで出させていただいておりますけれども、上から順にそれぞれ事業を遂行し、いろんなことを想定しながら行っていきたくと考えております。

計画期間である6年としたこの計画に基づき、利用者の方々のニーズを把握しながら、より効果的な取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、自席で答弁。

○教育長（早崎京子君） 水谷議員の教育委員会に関することの再質問について回答させていただきます。

中学生のスマートフォンの所有率は非常に高いと思いますが、タブレットに関しては学校より貸与され学習に使われているため、家庭での所有率は低いと私は認識しております。

2点目については、補助金申請に関わる補助内容については、令和8年4月1日から施行できるよう今後検討してまいります。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 最後です。

高校生の子育て支援と題して、通学定期券補助やタブレット購入支援を質問させていただきましたが、子育て支援はもちろん、若者の未来を養老町が応援する施策であるとも考えています。

地域公共交通会議は来年2月から3月頃に開催予定とのことですが、町長は、就任からスピード感を持ち、町民目線で養老町のまちづくりを進めたいをモットーに、進取果敢に頑張っておられますが、現時点でもそのポリシーに変わりはないですか。進取果敢な答弁は、職員の方々の意識改革やモチベーションの変化を期待すると考えるものですが、いかがですか。それをお聞きして、次の質問に入らせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問に御回答させていただきます。

まずは、私の就任当初から皆様に言っております町民目線、現場主義というのは今も

変わりございません。モットーだというふうに思っております。

議員御発言にございました進取果敢は、自ら進んで物事に取り組み、決断力に優れているというような意味かと思えますけれども、私にリーダーシップを執って事業の推進をしてほしいという意味でもありと理解をしております。

養老町地域公共交通会議は、前計画であります養老町地域公共交通網形成計画から当町の公共交通の状況の変化に対応すると同時に、当町も例外でなく大きな課題となっております人口減少に対しまして、子育て世帯や若年層への支援を図る事業案を新たに盛り込んでおります。

先ほど回答させていただきましたが、計画に掲げた事業案の一つである高校生等へのバス通学定期等の補助につきましては、本計画の計画期間内に実施していけるよう議論してまいりたいと考えております。

計画に掲げられた全ての事業案は、本計画に基づき、順次実施に向けて、課題の整理や制度の設計、実施方法につきまして協議を重ねながら、いろいろな方々の御意見も拝聴し、計画の実現に向けて果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後開催されるこの交通会議におきましても、私をはじめ町民の方々、関係機関を代表される出席者の声に耳を傾けつつ、しっかりと私自身も考えながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。御理解をよろしくお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 2件目は、聞こえのバリアフリー施策の推進について4点で質問します。

聞こえない、聞こえにくい選手たちの国際スポーツ大会第25回夏季デフリンピックが11月15日から12日間の日程で、81か国・地域から3,000人を超える選手が集い、東京を中心に競技されました。

大会の開催は、世界選手の活躍や交流とともに、言語やコミュニケーションの障壁をなくし、共生社会を築くための大きな一歩になりました。

デフリンピックは、聞こえないを意味する英語のデフとオリンピックを合わせた造語です。その歴史はパラリンピックより古く、第1回夏季大会は1924年のフランス大会に遡るということです。

今回は100周年の節目の大会で、日本開催は初めてでした。選手は条件の公平性を期すため、補聴器などの使用は禁止です。団体競技ではアイコンタクトや手話を使い連携します。

東京大会では、デフアスリートと観客が目に見える応援スタイル、サインエールという視覚に訴える応援の形が生まれました。両手を挙げて顔の横でひらひらさせる拍手や、選手をたたえることなどを意味する動作です。また、顔の横を手首でひらひらさせ、前

へ突き出す、行け、ゴー、進めという動作です。

東京では、サインエールをベースにした応援が考案され、観客が手話言語に触れる機会にもなりました。せっかくですので、議場内の皆さんと共有したらどんなにうれしいかわかりません。強制ではありませんので、よかったら御一緒にお願いします。

まずは、選手をたたえる拍手、拍手。そして進め、進め。ありがとうございました。

しかし一方で、大会の報道は、パラリンピック同様、その日ごとのダイジェスト番組が組まれておらず、総集編も手薄で、このようなすばらしい番組をなぜ組まないのか残念でなりませんでした。

国は、手話が手話を使う人にとっての言語であり、重要な意思疎通の手段であると明記した手話施策推進法が2025年6月25日に施行しました。手話の習得支援、手話文化の保存・継承、国民の理解増進などを国や県、市町村が総合的に推進するための法律です。

前段が長くなり恐縮ですが、4点で伺います。

1、町長は年間たくさんの挨拶をされます。政治、経済、社会、文化、芸術、科学、スポーツなど、その内容は多岐にわたります。僅かな時間の中で、主催者として発せられる町長の挨拶には大変重みがあり、話題にもなり、何を聞かせていただけるのか常に興味深く、関心を寄せる町民も多いと思います。

このデフリンピックについては、議会に関する会議開催での挨拶に反映された記憶がないことから、改めて町長のデフリンピックにおける所見を伺います。

2、手話施策の推進を図るため、手話言語条例制定に取り組む自治体は全国に広まり、2024年11月時点で38都道府県と511の市区町村に達しています。鳥取県が今から12年前の2013年、全国で初めて制定しました。

岐阜県内では、岐阜羽島市の羽島市手で語ろう手話言語条例、山県市の山県市手話言語条例、本巣市の本巣市手話言語条例があります。当町の条例制定の見解を伺います。

3、町として手話普及の方策をお聞かせください。保育園や学校現場、庁舎内外での公務対応、手話通訳者の配置などについてです。

4点目は、再三再四取り上げている補聴器助成の見解です。中日新聞が12月1日月曜日の朝刊一面の3分の2近くの紙面を使い、補聴器助成広がるとの大見出しをつけ、導入自治体2年で2.7倍と報道しました。恐らく町長も関心を寄せ、読まれたのではないのでしょうか。

新しい制度の取組を、私はいち早くつくって使って育てていくことが大切だと考えています。

答弁を期待します。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問に御回答させていただきます。

1点目のデフリンピックでございます。

デフリンピックでは、補聴器や補助機器を外した状態で、競技を通じて耳で聞こえなくても目で分かるようフラッシュランプでスタートさせたり、審判の合図に笛だけでなく旗を上げて知らせるなどの創意工夫がなされ、公平性を確保し、障がいの有無に関わらずスポーツを通じて国際交流がなされたというふうに感じております。

日本では、選手の高い技術力によって金メダルを16、銀メダルを12、銅メダルを23獲得され、日本国内にデフスポーツについての関心を大きく高めた大会であったというふうに思っております。

また、東京2025デフリンピックの大会ビジョンでもあるデフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐこと。世界に、そして未来につなぐ大会へ、誰もが個性を生かし力を発揮できる共生社会の実現が、大会の開催を契機に、障がいの有無や性別、国籍など様々な違いがある人々が、互いに尊重し合い、支え合う共生社会に貢献され、また今後、障がい者の支援の在り方も考える大会ではなかったのかなというふうに思っております。

○議長（早崎百合子君） 中島企画財政課長、演台にて答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） 水谷議員の御質問のうち、町長がデフリンピックについて主催者挨拶等で話題にしていた場面を見た記憶がないという点についてですけれども、秘書課の私のほうから御回答させていただきます。

東京2025デフリンピックの大会については、町長が特に好きなサッカーについて、東京ではなく福島県檜葉町のJヴィレッジで開催されていて、日本チームは男女とも惜しくも準優勝であったという話題を、役場の朝の打合せですとか、高校生の表敬訪問、また行事に出席した際に団体の方などとお話しされていたと記憶しております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 2点目から4点目につきましては、実務的な内容が含まれますので、私から回答をさせていただきます。学校現場での対応は、後ほど教育長さんが回答させていただきます。

まず1点目につきまして、岐阜県では、岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例が、平成30年4月に制定されております。

町におきましても、県の条例の環境整備の推進及び基本理念に基づき、手話奉仕者等養成事業を実施するなど、県と連携を図り、全ての障がいのある人が手話を含む言語、その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるよう努めております。

条例制定につきましては、条例を制定している自治体での効果なども確認しながら、その必要性を議論したいと存じます。

3点目につきまして、障がい者の日常生活用具給付事業では、聴覚障がい者の方のために日常生活用具に対する補助や地域生活支援事業において手話通訳者や要約筆記者の

派遣を行っております。

また、さきにも述べました岐阜県聴覚障害者協会に委託し、手話奉仕員養成研修講習を実施し、手話奉仕者の養成事業を実施しております。

人権擁護推進大会では、聴覚障がいの方も参加いただけるよう、また手話に関する関心を深めていただけるよう、手話通訳者の方の派遣を依頼し、大会を開催いたしました。

また、公立認定こども園においては、手話に興味を持つとともに、様々なコミュニケーション手段があることを知り、それらを活用して豊かな人間関係を築く力を育てることを目的として、各年齢で手話を取り入れた歌を歌うことに取り組んでおります。

これらの取組は、思いやりの心、違いを受容する心、共生の心を育成すること、また人権啓発にもつながるものと考えます。

このような子供たちの取組は、3世代交流会や公民館祭り、生活発表会など多くの方々に見ていただく機会を設けております。

手話を体験することで人とつながる楽しさを味わうこと、様々なコミュニケーションの方法があることに関心を持ち、家庭や地域で取り組むことにより、一人一人の豊かな心の育成につなげてまいりたいと考えております。

4点目の補聴器購入の助成についてでございますが、コミュニケーションが困難になると、人との交流や社会参加からの孤立、難聴により認知症のリスクが高まるとされています。

町では、身体障害者手帳の取得により、障がい者自立支援給付事業として、国・県の給付負担を受け、補装具費の中で重度難聴者に対して補聴器の購入費の支援を行っております。加齢性難聴の高齢者の補聴器助成につきましては、高齢者全般に関わることでございますので、国・県へ補助金創設を要望し、今後の動向を注視しており、現時点では助成の実施は考えておりません。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、演台で答弁。

○教育長（早崎京子君） 水谷議員の御質問に、私からは学校現場での手話普及について回答させていただきます。

手話の普及につきましては、その意義は十分理解しておりますが、現状の学校現場において体系的に広く取り組むことは、なかなか難しい状況であります。

その理由として、担当教職員の指導力にばらつきがあることや、年間指導計画の中で手話学習を体系的に位置づけることが難しい学校があるといった課題があるからです。

学校によっては、道徳科や総合的な学習の時間、人権学習などの機会を活用し、実施しているところです。

教育委員会といたしましては、全ての学校で大きな取組を進めるというよりも、各学校が可能な範囲で無理のない形で取り組んでいただけるようにし、そのために必要となる情報提供を中心に支援してまいりたいと考えております。

手話の持つ大切さを共有しつつ、学校現場の実情に即し、可能な範囲での取組を今後
も続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問を行います。

2015年9月議会で、聴覚障がい者への情報保障について一般質問をいたしました。そ
の中で、手話通訳者の待遇について聞いています。

答弁では、県の報酬改定と同様に、4月から町も時間単価の引上げや交通費の改定を
したとの答弁をいただいております。

本年度の報酬などについてお答えください。

2、補聴器助成の質問は、2019年9月議会で初めて取り上げてまいりました。

軽・中難聴の把握ができておらず、今後の課題として研究したいとの最初の答弁があ
りました。

加齢性難聴の研究は、6年の経過の中で官民間わず大きく進みました。国の研究セン
ターによる年代・性別ごとの難聴有病率や補聴器使用の有無と認知症の発症リスクと科
学的な解明などが行われています。6年の経過の中で、町の研究はまだまだ半ばでしょ
うか。

3、手話が公用語となっている国があることを御存じでしょうか。ニュージーランド、
韓国、フィンランド、スウェーデン、パプアニューギニアなどです。特にニュージーラ
ンドは2006年に制定され、国全体で聴覚障がいへの機会均等を目指しています。

質問させていただいてから、担当部局では条例などのイメージはつかめましたか。町
として課題の整理はできていますか。

○議長（早崎百合子君） 近藤住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、私から回答させてい
ただきます。

1点目の手話通訳に関する手当等の金額につきましては、岐阜県が設置します岐阜県
聴覚障害者情報センターが実施し、岐阜県手話通訳者派遣事業要綱にて定めております
手当等をお支払いしております。

令和6年度の人権擁護推進大会につきましては、3名の派遣を依頼しました。1時間
2,100円で4時間をお願いしました。交通費雑費として5,000円、総計で3万200円とな
りました。令和7年度も同様の金額でございます。

2点目につきまして、難聴があると、高齢期に認知症のリスクがおよそ2倍上昇する
というデータが発表され、補聴器を適切に用いることで認知症の発症リスクが軽減する
という報告もございます。

一方、認知症の発生に寄与すると考えられている因子には、喫煙、生活習慣病、高血

圧や肥満等、活動低下、社会的孤立などもあり、生活習慣を改善するなどの対応が効果的であるともあり、補聴器の使用の有無のみが認知症の発症リスクとなることは難しいと考えます。

また、補聴器については、適切な調整が必要となり、複数回の調整が必要となることや、長時間の装着により耳への負担があることで補聴器を使い続けられないといったこともあるなど、今後も議論すべきことと考えます。

3点目につきまして、全ての障がいのある人が、それぞれの障がいの特性に応じた手段によって意思疎通を図ることができること。その手段として手話の普及、理解の促進を促すことは大切であると考えます。

さきにも述べましたが、既に岐阜県において制定されております岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例に基づき、まずは手話に対する理解、普及促進を進めてまいります。

町としての課題は、現在、様々な担い手不足が問題となっておりますが、手話通訳者につきましても同様であり、手話通訳者の担い手不足を課題と考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（早崎百合子君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 令和6年度に補聴器購入助成を新設した神戸町、令和6年度の交付決定者は53名で、当初予算額100万円に対し、決算額が211万7,895円、補助額の上限が4万円だそうです。補正予算を組み対応したそうです。

令和7年度11月現在で、交付決定者が32名で、3月補正の対応も検討しているとのこと。近隣の補助金助成の実績を見ても、町助成や福祉予算が逼迫する額ではありません。

4月から特別職の給与が改定されれば、一般会計で年額約170万円の増額になります。170万円の予算は、補聴器助成の当初予算に匹敵する重みのある血税です。

中日新聞の1面は、難聴があると年齢に関係なくコミュニケーションが難しくなり、聞こえに不安が出てきたら、早い段階で補聴器を使ってほしい。そのためにも、より広い年代向けに助成があることが望ましいと鈴鹿市医師会の医師のコメントを紹介していますので、そのことを紹介し、私の一般質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（早崎百合子君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は明日12月17日水曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時間 午後 1 時51分)

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月16日

議 長 早 崎 百 合 子

議 員 吉 田 太 郎

議 員 野 村 永 一